

平成23年第2回

# 三重県議会定例会会議録

(6月3日)  
(第3号)

第3号  
6月3日



平成23年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第3号

○平成23年6月3日（金曜日）

---

### 紹介

○議長（山本教和） 開議に先立ち、去る5月27日に就任されました落合隆選挙管理委員会委員を御紹介いたします。

〔落合委員入場〕

○議長（山本教和） それでは、落合隆選挙管理委員会委員、ごあいさつ願います。

○選挙管理委員会委員（落合 隆） 三重県選挙管理委員会委員に就任しました落合隆です。どうぞよろしく願います。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で紹介を終わります。

〔落合委員退場〕

---

### 議事日程（第3号）

平成23年6月3日（金）午前10時開議

第1 議案第7号から議案第19号まで

〔提案説明〕

---

### 会議に付した事件

日程第1 議案第7号から議案第19号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	小林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司

29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	謙順
37	番	中森	博文
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆
40	番	日沖	正信
41	番	前田	剛志
43	番	舟橋	裕幸
44	番	三谷	哲央
45	番	中村	進一
46	番	岩田	隆嘉
47	番	貝増	吉郎
48	番	山本	勝
49	番	永田	正巳
50	番	山本	教和
51	番	西場	信行
52	番	中川	正美
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏	一
書記 (事務局次長)	神	戸	保幸

書記（議事課長）	原田孝夫
書記（企画法務課長）	野口幸彦
書記（議事課副課長）	山本秀典
書記（議事課主査）	坂井哲
書記（議事課主査）	藤堂恵生

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	安田敏春
副知事	江畑賢治
総務部長	植田隆

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第7号から議案第19号まで並びに報告第22号から報告第32号までは、さきに配付いたしました。

次に、県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書につきましては、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、交付決定実績調書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件並びにこれまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 追加提出議案件名

- 議案第7号 平成23年度三重県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第8号 平成23年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 平成23年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 平成23年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 平成23年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 平成23年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 知事の給与の特例に関する条例案
- 議案第15号 三重県聴覚障害者支援センター条例案
- 議案第16号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 三重県高校生修学支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第19号 工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事）

---

### 追加議案の上程

- 議長（山本教和） 日程第1、議案第7号から議案第19号までを一括して議題といたします。

### 提案説明

- 議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案の説明に先立ちまして、今後の県政運営に当たっての私の所信を申し述べ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災が発生し、我が国が未曾有の危機に直面する中、私は、現在の閉塞感を打破し危機を乗り越えていくために、変化の必要性を強く訴え、知事に当選させていただきました。

県民の皆様が変化を実感できるよう県政の改革を進め、未来に夢と希望を持つことのできる新しい三重をつくり上げていくことが私の使命であり、186万人の県民の負託にこたえるべく、知事の職務に強い覚悟と信念を持って全力で取り組んでいく決意であります。

3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、我が国に大きな打撃を与え、日本人の心に今後忘れることのできない衝撃を残しました。私も被災地に赴きましたが、想像を絶する状況でした。加えて、福島第一原子力発電所の事故は、依然予断を許さない状況が続いており、周辺住民の避難生活が長期化するなど、被害はさらに深刻化しています。

県内においても、水産業で甚大な被害が発生したほか、原材料の供給不足等に伴い、企業の生産活動が低下しました。3月の鉱工業生産指数が前月に比べて11%減と、平成20年の世界的な経済・金融危機以来の急激な低下となるとともに、4月の新規求人数は前月より16.1%減少し、全国でも最大の下落率となりました。また、原子力発電所の事故に伴い観光需要が落ち込み、食品の輸出に支障が生じるなど、風評被害も発生しています。さらに、浜岡原子力発電所が全面運転停止するに至って、今後の電力供給にも懸念が生じる事態となるなど、震災の影響は広範囲に及んでいます。

私たちは震災を契機として、生活のあり方そのものの見直しを迫られています。戦後最大の国難とも言えるこの危機を、今こそ心一つにし、互いに支え合い、知恵を出し合って乗り越え、活力ある日本を再生していく必要が



あります。

さて、昨年実施された国勢調査によると、我が国の人口は1億2805万6000人、5年間の増加率は0.2%で調査開始以来最低となりました。都道府県別では38道府県で人口が減少しており、本県を含む6府県で増加から減少に転じました。少子・高齢化が進む中、公的年金や医療保険などの社会保障制度にひずみが生じ、国民の信頼を失いかけています。また、経済のグローバル化が進展する中、世界との厳しい競争に対応するため、企業における雇用形態が大きく変化し、非正規雇用が増加しました。さらに、未婚化、晩婚化が進み単身世帯が増加するなど、家族の姿が変容し、地域におけるきずなも希薄になってきました。

こうした中で、社会的に孤立する人々が増加し、子育てや教育、医療、介護など、国民の将来の暮らしに対する不安と負担感が高まっています。

一方で、高齢化の進展もあって社会保障経費は増加を続け、国、地方を問わず、財政の大きな圧迫要因となっています。現行の税制では、財政需要を賄うのに必要な租税収入を確保することは困難な状況となっており、持続可能な社会保障制度の再構築が求められています。

被災地では、地域のきずなをもとに、震災で失われたコミュニティーを再生しようとする取組が広がりつつあります。また、全国各地で、震災をきっかけに、これまでの生活様式を見直す動きも起こっています。

これからは、行政が公共の役割をすべて担うのではなく、個人や企業等の自助努力を前提として、家庭や地域における支え合い、NPO活動、企業の社会貢献など、民が果たす公共の役割が大きくクローズアップされることとなります。

行政は、公共の領域全体を見渡した上で民の果たす役割をサポートしていくとともに、個人や地域、企業等の努力では解決できない課題に対して、しっかりとその責任を果たさなければなりません。これまでのように人口や経済の右肩上がりの成長を前提とした考え方は成り立たなくなり、行政が、あれもやります、これもやりますという姿勢をとることは困難です。既存の体

制や枠組みの抜本的な変革、すなわちパラダイムの転換が求められているのです。

我が国がこうした大きな試練のときを迎え、変革が求められる中で、私は、日本一、幸福が実感できる三重を目指し、新しい三重づくりに取り組んでまいります。

人は人とのかかわりの中で、自らの求めるものが充足されたときに幸福を感じます。幸福とはだれかに与えられるものではなく、自ら求める何かの実現されたときに得られるものです。また、人の役に立つということも幸福を感じるとても大きな要素です。県民の皆様一人ひとりが求める幸福の形は様々ですが、私は、自らの持てる能力を発揮できる場や人のために役割を果たす場、夢や希望の実現に向かって挑戦できる機会が確保されることで、県民の皆様の幸福実感が高まることになると考えます。

幸福を実感するとは、県民の皆様自身の状態の変化を目的とするものです。これまで県が取り組んできたものの、いまだなお途上にある施策展開について取組を加速し、しっかりと現実のものとしていきます。

日本一、幸福が実感できる三重を目指す上で、これからの三重県が果たすべき二つの大きな役割があります。

一つは、ものづくりの拠点として日本経済をリードする役割です。

三重県は、多彩な産業集積や生産現場の高い技術力などを基盤として、これまで、ものづくりの拠点の一翼を担い、日本経済を牽引してきました。被災地の復旧、復興に向け、力強い日本経済の回復が求められる中、三重県には、ものづくりを中心に、日本経済を支え、リードしていく役割があります。

ものづくりを起点に、産業、経済の活力が高まり、地域で雇用の場が確保されることで、県民の皆様一人ひとりが経済的な生活基盤を確保することができます。また、生活が経済的に安定することで、自殺者や児童虐待、高齢者の孤独死といった社会問題の解決にもつながるものと考えます。

三重県が果たすべきもう一つの役割は、これからの時代に必要な新しい豊

かさのモデルを示すことです。

成熟社会における国や地域のあり方として、GDP、国内総生産などの経済的尺度だけではあらわすことのできない新しい豊かさを掲げ、経済成長にかわる地域経営のモデルを示すことが求められています。

三重県には、豊かな自然やその恵み、自然と共生してきた地域の文化、あるいはまた、そうした恵みに感謝し文化を継承してきた人々のきずななど、様々な資源や魅力があります。恵まれた資源を生かして、人と人とのつながりや自然とのふれあいの中で幸福を感じるような地域社会の姿、新しい豊かさのモデルを示していきたいと考えています。

三重県、そして三重県民の皆様は、無限の可能性を持っています。私が今申し上げた二つの役割を心一つにして果たしていくことを通じて、その可能性を开花させ、県民の皆様が日本一、幸福を実感できるよう、しっかりとリーダーシップを発揮してまいります。

そのため、次の三つの基本姿勢で県政を進めてまいります。

まず、現場を大切にし、地域の力を伸ばす県政です。

経済面や暮らしの面で見られる地域間の格差を解消し、県内のどこに生まれても、どこに住んでもよかったと県民の皆様が思える三重県にしていくなため、地域の魅力や価値を高めること、地域の実情に即した行政サービスを提供していくことが必要です。このため、現場の方々の声に直接耳を傾け、地域課題に正面から向き合い課題解決に取り組むとともに、様々な資源を積極的に活用することで地域の力を伸ばしてまいります。私が自ら現場に足を運び、地域の皆様と直接対話する車座トークを29市町で順次実施してまいります。

二つ目は、様々な力を結集する県政です。

これからの時代は、自らの住む地域のことは住民自らが決定し、主体的に課題の解決に取り組んでいただかなければなりません。しかし、一人では、だれも何もできません。新しい三重づくりは、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての県民の皆様とともに、地域の団体やNPO、企業

の皆様とも力を合わせ進めてまいります。

また、国や市町との役割分担をより明確にし、行政相互の連携を円滑にして取組を進めます。県内29市町とのパートナーシップを大切にし、各地域の実情に応じて適切な支援、補完を行うとともに、県域を越える広域的な取組に対応するため、近隣の府県との連携をこれまで以上に大切にして、地域課題の解決を図っていききたいと考えています。

三つ目は、開かれ、内外に発信する県政です。

公平、公正で透明性のある、開かれた県政を県民の皆様とともに進めていくためには、まず、県の取組を知っていただく、そして、関心を持っていただくことが重要です。

また、これからの県政は、海外にも目を向け、世界の中の日本、世界の中の三重県との認識のもと、世界との心の距離を縮めていく視点が大切です。

このため、県政の情報や地域の魅力をはじめとする三重の情報を、県民のみならず広く国内や海外に発信してまいります。県民の皆様にも、三重県や地域社会への関心を高め、様々な形で県政に参画していただけるよう、日々の会見などを通じ、タイムリーに情報を提供するように取り組み始めたところです。

こうした基本姿勢のもとで、大きく三つの分野に分けて県政全般を展開してまいります。

まず、安全で安心して暮らすことのできる三重をつくるため、日常生活における不安を取り除き、県民一人ひとりが命と暮らしの安全と安心を実感できるよう、政策を展開してまいります。

このため、ソフト、ハードの両面から防災対策に総合的に取り組むとともに、防犯など、県民の皆様への安全確保に努めます。

また、医療体制の整備や介護サービスの充実、障がい者の自立支援など、医療、福祉の充実に取り組みます。

さらに、持続可能な循環型社会の構築に向け、幅広い環境対策を進めます。次に、人と地域が輝き、個性や能力を生かすことのできる三重をつくるた

め、県民一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して自らの夢や希望の実現に挑戦できるよう、政策を展開してまいります。

このため、学校教育の充実や安心して子育てができる環境の整備、児童虐待への対応など、次世代の育成に取り組みます。

また、人権が尊重される社会の実現に向けた取組や女性の社会参画の支援などを進めるとともに、スポーツの振興や、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを進めます。

さらに、個性豊かで活力ある地域の創造につながる地域の自発的な取組を支援していきます。

より多くの県民の皆様に参加いただき、情報発信を一層強化していくため、産業・観光分野の取組とも連携しながら、「美し国おこし・三重」の取組などを進めてまいります。

なお、新県立博物館については、これまでの経緯を踏まえつつ検証を進めてきました。その結果、一定の前提のもと、基本的には整備の方向で進めることが妥当であると確認するに至りました。詳細については、全員協議会において御説明させていただきます。

最後に、働く機会に恵まれ、産業や経済が活発な活力ある三重をつくるため、地域の強みを生かすことで産業や経済が躍動し、雇用の場が確保され、県民一人ひとりが豊かさを実感できるよう、政策を展開してまいります。

このため、ものづくりを支える県内中小企業への支援や農商工連携の推進、観光振興などに取り組むとともに、企業誘致や三重のPRを積極的に進めます。

また、働く意欲のある若年者や障がいのある方々がその能力に応じて就労できるよう支援していきます。

さらに、産業や地域活性化の基盤となる幹線道路網などのインフラ整備を進めます。

なお、道路の整備について、財政状況や社会情勢の変化に対応しつつ、県民ニーズに的確にこたえていくための新たな整備方針を策定します。

こうした大きく三つの分野で県政全般を進めてまいります。今年度、当面注力していく課題や取組は次のとおりです。

第1に、防災・エネルギー対策を含む東日本大震災への対応です。

被害を受けた県内水産業への支援や、被災地の復旧、復興に向けた支援とともに、県内の防災対策にしっかりと取り組みます。

防災対策については、いつ発生してもおかしくない大規模地震に備え、緊急的な対応として避難所の確保に向けた市町の取組の支援などを行うとともに、本年9月をめどに、より緊急性の高い対策を盛り込んだ行動計画を策定します。

さらに、中長期の対策を含む新たな地震対策行動計画を平成24年度中に策定するため、中央防災会議の被害想定調査等も踏まえ、改めて県として被害想定調査を実施し、課題の洗い出しなどを行います。

また、今般の原子力発電所の事故を踏まえ、国のエネルギー基本計画が見直されることとなりました。エネルギー政策について、国や電力事業者だけに任せるのではなく、地方も担うべきことを明確にすることとし、今年度中に県の新エネルギービジョンを策定し、強力で推進してまいります。

次に、教育立県に向けた取組です。

次世代の育成は欠かせない未来への投資であり、学力と規範意識を身につける機会を保障すべく、教育の再生にしっかりと取り組んでまいります。子どもたちの教育を学校任せにするのではなく、大人が範を示し、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちの大きな可能性を引き出すように取組を進めます。

また、三重県は伝統文化や歴史資産に恵まれた地域です。地域の教育力を高め、日本人の謙虚さや思いやり、豊かな感性といったものを大切にすることをはぐくむ教育にも力を入れていきたいと考えています。

このため、子どもたちの学力向上と豊かな心の育成に向けて、平成22年度に策定した三重県教育ビジョンを着実に推進してまいります。

学力の向上、キャリア教育の充実、郷土教育の推進について一層の取組を

行うため、有識者による三重県教育改革推進会議で議論を深め、施策を展開していきます。

また、子どもたちの安全・安心の確保の観点から、教育委員会に学校防災緊急対策プロジェクトを設置し、防災対策、防災教育に取り組んでまいります。

平成20年の世界的な経済・金融危機は、本県経済にも深刻な影響をもたらしました。平成21年6月には有効求人倍率が過去最低の0.40倍を記録し、また、平成20年度の1人当たり県民所得が前年度に比べて12.2%減と全国一番の下落率となるなど、県内の雇用・経済情勢は急激に悪化しました。本年に入り、生産において一部持ち直しの動きも出ていましたが、震災による経済活動の停滞、さらには浜岡原子力発電所の運転停止による電力供給不足への懸念から先行きの不透明感が増し、依然厳しい状況が続いています。

震災の影響を最小限に抑え、力強い本県経済の回復を確実なものとするため、三重の元気を支える雇用・経済対策に取り組めます。

平成23年度当初予算の事業を迅速に進めるとともに、震災の影響を踏まえ、新たに6月補正予算として計上したところであり、雇用創出と就労支援や、事業展開支援や需要喚起等による経済活性化、雇用や暮らしを支える環境づくりの取組を実施していきたいと考えています。

地域医療の確保、充実にも力を入れてまいります。

三重県地域医療再生計画等に基づき、医師や看護職員の確保対策に重点的に取り組むとともに、県立病院改革の基本方針に沿って、県民の皆様が良質で満足度の高い医療サービスを安定的、継続的に受けることができるよう、運営体制を再構築することとし、志摩病院や総合医療センターの改革を着実に進めてまいります。

また、市町や民間の病院とも連携を密にし、県民の皆様に適切な医療が提供される体制を確保していきたいと考えています。

さらに、県民の皆様が救急車の適正利用のお願いをする中で、ドクターヘリの導入を図るなど、緊急医療体制の整備に努めてまいります。

こうした取組を進め、日本一、幸福が実感できる三重を実現するため、新しい県政ビジョンを今年度中に策定します。

県政ビジョンは、今後の三重県のあるべき姿とその実現に向けた政策展開の方向などをお示しする中長期の計画であり、平成24年度から4年間の実施計画をあわせて策定することとしています。県民の皆様のニーズ把握をしっかりと行った上で、三重県の将来像を共有し、力を合わせ推進していきようにしたいと考えています。

なお、ビジョン等の策定に当たっては、外部の有識者から成る経営戦略会議を設置し、助言を得ながら進めていくこととします。

最後に、行財政改革の推進です。

地方財政計画において、地方における一般財源総額の増加が見込めない中、本県の財政状況は義務的経費が高い水準で推移しており、今後、一層の硬直化が見込まれています。県税収入は平成19年度の2736億円をピークに減少し、平成23年度当初予算では2286億円の見込みとなっています。一方、県債残高は平成20年度に1兆円を超え、平成22年度末で1兆1853億円の見込みとなるなど、年々増加しています。

こうした厳しい財政状況の中で、新たな行政需要に的確に対応し、新しい県政ビジョンを着実に進めるためには、総人件費の抑制や事務事業の抜本的な見直しなどにより、財源の確保に努める必要があります。

このため、しがらみと無駄を断ち切り、先導・変革、自立・創造及び簡素・効率の観点に立って、新たな行財政改革の取組を進めます。

三重県版事業仕分けなどにより、聖域を設けることなくすべての歳出をゼロベースで見直し、税金の使い方を変えていきます。

また、将来世代に負担を先送りしないよう、4年以内に県債残高を減少させる取組を進めます。

以上、県政運営に当たりまして私の所信を申し述べましたが、議員の皆様におかれましては御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。



このような県政運営の考え方を踏まえた上で編成いたしました平成23年度6月補正予算について説明いたします。

今回の補正予算は、東日本大震災の発生を受けて、緊急に実施すべき復興支援、防災対策や、三重の元気を支える雇用・経済対策を推進するとともに、骨格的予算として編成された平成23年度当初予算を年間総合予算とする、いわゆる肉づけ予算として編成したものです。

各会計の補正額は、一般会計で313億3891万5000円、特別会計で9億4606万8000円、企業会計で3141万4000円をそれぞれ増額するものです。この結果、6月補正後の予算額は、一般会計で前年度当初予算と比べ1.0%増の6830億15万4000円、3会計を合わせた予算額で0.2%減の8643億339万1000円となります。

このうち、歳入予算の主なものについて説明いたします。

公共事業関係経費などの財源として、国庫支出金で62億5311万4000円、県債で141億600万円を増額するほか、財政調整基金を80億9586万9000円取り崩すなど、繰入金で103億7546万5000円を増額しています。

次に、歳出予算に計上いたしました主な取組について説明いたします。

まず、最優先課題として、東日本大震災を踏まえた防災・エネルギー対策に取り組みます。

第1に、東日本への復興支援として、被災地でのボランティア活動に対する支援や、被災された企業が当面の間、県内で操業される際に必要となる整備等に対する支援などを行います。

第2に、被害を受けた県内水産業への支援として、養殖いかだや定置網などの漁業施設に対する復旧支援のほか、被害を受けた養殖業の復興、再生を図るため、災害に強い養殖生産体制の構築や販路拡大への支援などを行います。

第3に、緊急に取り組むべき防災対策等として、今回の東日本大震災を踏まえた新たな津波浸水対策の検討や、市町が実施する避難施設及び避難路の整備等に対する支援のほか、防災教育の充実や住宅の耐震化に対する補助制

度の拡充などを行います。あわせて、橋梁や堤防等の耐震対策など、地震対策に係る公共事業を実施するとともに、既存の道路、河川、海岸施設などについて、緊急に総点検を実施します。

こうした新たな課題に対応するため、まずは、知事をはじめ特別職や管理職員の給与の特例的な減額を行い、事業の財源に充当します。

また、県民の皆様の安全・安心を確保するため、今後さらなる防災対策等に取り組んでいく必要があります。このため、新たな財源を確保すべく、引き続き様々な角度からその方策を検討するとともに、関係者の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明していきたいと考えています。

このほか、エネルギー対策として、県内29市町の避難施設への太陽光発電及び蓄電システムの導入に対する支援などを行います。

二つ目に、三重の元気を支える雇用・経済対策に取り組みます。

雇用創出と就労支援については、538人の緊急的な雇用機会を創出するとともに、若年者対策や農林水産、観光等の成長が期待される重点分野における雇用の創出と人材の育成などに取り組みます。

事業展開支援や需要喚起等による経済活性化については、県内事業者の販路拡大及び事業展開に向けた支援や県内需要の喚起等を通じた経済成長、雇用創出への布石づくりを行います。また、中小企業等の資金繰り支援や、原材料及び部材等における供給網の再構築に対する支援などを行います。

雇用や暮らしを支える環境づくりについては、保育所の整備など、就労・子育て環境の整備や、医療機関の耐震化を進めます。

三つ目に、日本一、幸福が実感できる三重を目指して、新しい県政ビジョンの策定や新たな行財政改革の推進に取り組むとともに、本年度は三つの方向性に沿って政策を展開します。

まず、安全で安心して暮らすことのできる三重に向けては、授産施設等で働く障がい者支援のための共同受注窓口の設置や、草の実りハビリテーションセンターと小児心療センターあすなろ学園との専門性を生かした子どもの発達支援体制強化の検討などを行います。

次に、人と地域が輝き、能力や個性を生かすことのできる三重に向けては、今年度からさらに新たなテーマプロジェクトも加えて展開する「美し国おこし・三重」などに取り組みます。

さらに、働く機会に恵まれ、産業や経済が活発な活力ある三重に向けては、全国や世界に通じるコンテンツを選定し広く情報発信する「三重すごいやんか大賞」の制度設計を行うほか、三重県をセールスしていくため、首都圏における戦略拠点の設置調査やトライアルショップの出店などを行います。また、県内の自動車関連中小企業が自動車の次世代化に的確に対応できるよう、支援を行います。

最後に、公共事業についても、年間総合予算とするための補正を行っています。

次に、今回提案しております予算以外の議案の概要について説明いたします。

議案第14号は、未来に希望の持てる新しい三重づくりを推進するに当たり、私の給与の特例を定める条例を制定するものです。

議案第15号は、聴覚障がい者等の福祉の増進を図るため、三重県聴覚障害者支援センターの設置及び指定管理者による管理について、必要な事項を定める条例を制定するものです。

議案第16号は、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

議案第17号は、東日本大震災に係る復興支援、被害を受けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、副知事等の特別職及び管理職員の給与を特例的に減じるために必要な改正を行うものです。

議案第18号は、基金に関して、国の補正予算に伴い規定を整備するものです。

議案第19号は、工事請負契約の変更をしようとするものです。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第22号から第24号までは、議会の委任による専決処分をしましたので

報告するものです。

報告第25号から第31号までは、平成22年度一般会計、特別会計及び企業会計のうち翌年度へ繰り越した経費について、それぞれ繰越計算書を調製しましたので報告するものです。

報告第32号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（山本教和） お諮りいたします。明4日から7日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、明4日から7日までは休会とすることに決定いたしました。

6月8日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問並びに議案に関する質疑を行います。

## 散 会

○議長（山本教和） 本日は、これをもって散会いたします。

午前10時35分散会